



Contents

審決取消

相違点に技術的意義があるとは認められず設計的事項にすぎないことを理由に
進歩性が否定され、特許無効審判請求に対する不成立審決が取り消された事例

知財高裁(2部)令和5年7月25日判決〔車両ドアのベルトラインモール事件〕

意匠

意匠の新規性喪失の例外の適用が否定された事例

知財高裁(3部)令和5年6月12日判決〔瓦意匠事件〕

著作権

ウェブサイトに掲載された比較的短い文章の著作物性を認めた事例

知財高裁(2部)令和5年3月16日判決〔将棋マナー説明文章事件〕

不正競争

営業秘密として主張された情報が、抽象的にすぎ、
営業秘密該当性を判断できないとされた事例

大阪地裁(26部)令和5年7月3日判決〔UCN実験装置使用差止等請求事件〕

執筆情報のご案内

セミナーのご案内

審決取消

相違点に技術的意義があるとは認められず設計的事項にすぎないことを理由に
進歩性が否定され、特許無効審判請求に対する不成立審決が取り消された事例松本 健男
PROFILEはこちら

裁判例はこちら

知財高裁(2部)令和5年7月25日判決(令和4年(行ケ)第10111号)裁判所ウェブサイト〔車両ドアのベルトラインモール事件〕

1. 事案の概要

本件は、特許無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟です。Yは、発明の名称を「車両ドアのベルトラインモール」とする特許(特許第6062746号。「本件特許」。)の特許権者であったところ、Xが、本件特許について、甲1(特公平2-11419号公報)に基づく進歩性(特許法29条2項)欠如及び明確性要件(特許法36条6項2号)違反の無効理由があるとして無効審判を請求しました。

特許庁は、Yによる本件特許の特許請求の範囲及び明細書の記載の訂正請求について訂正を認めるとともに(訂正後の請求項1に係る発明を「本件発明1」、請求項2に係る発明を「本件発明2」。合わせて「本件発明」。)、いずれの無効理由によっても本件特許を無効とすることはできないと判断し、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(「本件審決」)をしました(無効2021-800095事件)。

これに対し、Xが、本件審決の進歩性欠如に係る判断に誤りがある等として、取消しを求めて本件訴訟を提起したところ、本判決は、①本件発明1には甲1発明1に基づく進歩性欠如の無効理由があり、本件発明1の進歩性に係る本件審決の判断には誤りがある、②本件発明2には、甲1発明2に基づく進歩性欠如の無効理由があり、本件発明2の進歩性に係る本件審決の判断には誤りがあるとして、取消事由に理由があると認め、本件審決を取り消しました。

本稿では、①本件発明1の甲1発明1に基づく進歩性欠如の無効理由のうち、本件発明1と甲1発明1との相違点1(「縦フランジ部の下部から内側方向に延びる段差部」)に関して、本件発明1においては、縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びる段差部であるのに対して、甲1発明1においては、縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向に「やや下方に」延びる段差部である点)についての判断部分の要旨に絞ってご紹介します。

2. 本件発明の概要

本件発明は、車両ドアのドアガラス昇降部に装着されるベルトラインモールに関するものですが、前提として、発明の全体像をご紹介します。おいた方がわかりやすいと思いますので、概要をご説明しておきます。明細書には、次のような説明があります。

➤ 車両のドアパネルは、ドア外面を形成するアウトパネルとドア内面を形成するインナパネルからなるものであり、アウトパネルの上縁部には、ドアガラスの外面と摺接し、雨水を切るための水切りリップ(シールリップ)を有するベルトラインモール(モールディング)が装着されており、ベルトラインモールは、車両の外面のベルトラインを装飾する意匠モールとしての役割があることから、ドアフレームの表面からドアガラス昇降部(アウトパネル上縁部)まで連続的に配設するデザインモールも採用されているところ、この種のベルトラインモールでは、ドアフレームの表面に位置する部分の水切りリップを切除する必要があるため、従来は、ベルトラインモールの端部において意匠部を残すように水切りリップ等を切除すると剛性不足となり、別部材のエンドキャップを取り付けることができないためにエンド部材を射出成形にてモール本体部に一体化するなどしていたが、射出成形による一体化には専用設備が必要となるだけでなく、射出成形されるエンド部材とモール本体との間にラップ代が必要となるために外観意匠性に劣るといった問題があった(【0002】)。

➤ これらの問題を解決するために、本件発明は、端末の剛性に優れるとともに外観デザインの全長にわたった連続性に優れ、ドアガラスとのシール性が高いベルトラインモールの提供を目的とし(【0004】)、ベルトラインモールを、特許請求の範囲記載の構成とすることにより(【0005】)、モール本体部の上部から下に折り返した縦フランジ部を有し、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して、水切りリップ

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

や引掛けフランジ部を切除できるようにし、モール本体部と縦フランジ部とで略C断面形状を形成しつつ断面剛性を確保したので、ベルトラインモールの端末部に別物品としてのエンドキャップを取り付けることができるという効果を奏し、また、縦フランジ部の下部側に引掛けフランジ部を有するステップ断面形状に形成したので、水切りリップとこの水切りリップの外側の側面をサブリップで押圧するように二重リップ構造とすることもでき、このように二重リップ構造にすると段差凹部に埃等がたまるのを防止するだけでなく、ドアガラスに対するシール性が向上するという効果を奏するものである(【0009】)。

本件発明のうち、今回焦点を当てる本件発明1の請求項は、次のようなものです(下線は引用者が付しました)。

【本件発明1】

車両ドアに装着されるベルトラインモールであって、ベルトラインモールはドアガラス昇降部からドアフレームの表面にわたって延在するモール本体部と、当該モール本体部の上部から内側下方に折り返したステップ断面形状部を有し、前記ステップ断面形状部は、ドアガラスに摺接する水切りリップを有するとともに前記モール本体部の上部から下に向けて折り返した縦フランジ部と、当該縦フランジ部の下部から内側方向にほぼ水平に延びる段差部と、前記段差部の端部より下側に延在させた引掛けフランジ部を有し、前記ドアガラス昇降部はモール本体部と引掛けフランジ部とでドアのアウタパネルの上縁部に挟持装着され、前記ドアフレームの表面に位置する端部側の部分は前記縦フランジ部が残るように前記水切りリップ、前記段差部及び引掛けフランジ部を切除してあり、前記端部はエンドキャップを取り付けることができる断面剛性を有していることを特徴とするベルトラインモール。

これに対し、甲1発明1は、本件審決及び本判決によると、次のようなものです(下線は引用者が付しました)。

【甲1発明1】

車体のドア上縁片に沿って嵌着固定されるベルトモールディング

Mであって、ベルトモールディングMは昇降窓ガラスからドアサッシにわたって延在する外表面部被覆部及び頂部被覆部と、前記頂部被覆部から下方に折り返した基部被覆部を有し、前記基部被覆部は、昇降窓ガラスに向けて斜めに突出しガラス窓に当接する上下のリップ14、15を有するとともに前記頂部被覆部から下に向けて折り返した縦フランジ部と、当該縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向にやや下方に延びる段差部と、前記段差部の端部より下側に延在させた部分を有し、前記ベルトモールディングMは、車体側のドアパネルPに押込んで取付けられ、前記ドアサッシの表面に位置する端末部の長手方向を所定の長さ亘って前記頂部被覆部側の一部を残すと共に基部被覆部を切断することによりフランジ部16を形成し、その端末部にエンドキャップ3が射出成形されているベルトモールディングM。

3. 本件審決の要旨

本件審決のうち、当該部分についての判断の要旨は、以下のとおりです。

- 甲1発明1において、「やや下方に延びる段差部」を「ほぼ水平に延びる段差部」とする理由は無く、ベルトラインモールにおいて、「ほぼ水平に延びる段差部」を有する構成とすることは、本件特許出願前に周知の技術でもない。
- Xは、甲第2号証には、「ガラスアウタウエザストリップにおいて、ドアガラスに摺接するガラスシールリップを有するとともに突出部の車内側に有する段差と、当該段差の下部から内側方向にほぼ水平に延びる水平部を有していること。」が記載されており、これが、「ほぼ水平に延びる段差部」とすることが、当業者が容易に想到し得るものであることの理由である旨主張するが、甲2記載事項は、車内側側壁が「ほぼ水平に延びる段差部」を有する構成とすることを示すものではない。図5から、「ほぼ水平に延びる段差部」が看取できるとしても、甲第2号証には、「図5に示すように突出部43bの内部に凹部を設けたため、突出部43bの肉厚の厚い部分がなくなり、均一な肉厚となった。そのため、ガラスアウタウエザストリップ3を所定の寸法に切断するとき、硬質部材からなる取付基部4の厚肉部分が無くなり切断が容易である。また取付基部4の

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

肉厚が均一となり、押出成形時のバランスがよくなるとともに、成形後の熱収縮等による取付基部4のヒケが生じない。」と記載されているように、硬質部材からなる取付基部4の厚肉部分を無くし肉厚を均一にするためであるから、甲2記載事項は、甲1発明1において、「やや下方に延びる段差部」を「ほぼ水平に延びる段差部」とすることが容易であるということの根拠とはならない。よって、Xの主張は当を得ない。

- ▶ したがって、上記相違点1に係る本件発明1の発明特定事項は、甲1発明1及び甲2記載事項から、当業者が容易に想到できたものではない。

4. 本判決の要旨

本判決のうち、当該部分に係る判断の要旨は、以下のとおりです。

- ▶ 本件明細書には、段差部が縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びることの技術的意義についての記載はない。また、本件発明は、端末の剛性に優れるベルトラインモールを提供するために、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して、水切りリップや引掛けフランジ部を切除できるようにし、モール本体部と縦フランジ部とで略C断面形状を形成しつつ断面剛性を確保したというものであり、ベルトラインモールの端末では、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して切除されるものであって、段差部も切除されるのであるから、段差部が「ほぼ水平に」に延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではない。そうすると、段差部が「ほぼ水平に」延びるものとすることについて何らかの技術的意義があるとは認められない。
- ▶ 甲1発明1においても、段差部が縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向(内側方向)に「やや下方に」延びることに何らかの技術的意義があるとは認められず、甲1発明1において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項にすぎないというべきである。
- ▶ 甲1発明1において段差部に設計の変更を加え、これを「ほ

ぼ水平に」することは、当業者が容易に想到できたものと認めるのが相当である。

5. 若干の考察

本件発明1と甲1発明1との相違点に技術的意義があるとは認められないと指摘し、甲1発明1において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項にすぎないとして進歩性を否定した点が、本件審決と比較した場合の本判決の特徴と言えます。

引用発明との相違点について技術的意義がない旨や設計的事項にすぎない旨を述べて発明の進歩性を否定する判断をした裁判例は少なからず存在しますので、本判決の上記部分は特段目新しい判断理由を示したものではありません。

しかしながら、発明の進歩性判断について、特許庁の判断を知財高裁が否定した事例であり、判決の理由部分を審決と比較して具体的に確認しておくことは有益であると考え、ご紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

意匠

意匠の新規性喪失の例外の適用が否定された事例



小山 隆史
PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和5年6月12日(令和5年(行ケ)第10008号)裁判所ウェブサイト〔瓦意匠事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、Xら(X1は建設会社、X2は設計事務所)が、意匠に係る物品を「瓦」とする意匠(登録第1663938号、「本件意匠」)¹について、本件意匠の権利者であるYら(Y1は瓦製造会社)に対して、意匠登録無効審判を請求したところ、令和4年12月13日、特許庁が当該審判請求は成り立たないとする審決(「本件審決」)をしたため、本件審決の取消しを求めて知財高裁に訴えを提起した事案です。

2. 背景事実

- ・ H28.7.14 石垣市が、市役所新庁舎建設の公募による設計者選定作業のための最終審査の公開プレゼンテーション・ヒアリングを行った。X2が提出したプレゼンテーション資料には、屋根の赤瓦に漆喰の白い模様が表示されていた。
- ・ H28.8.8 石垣市は新庁舎の建設工事の設計をX2らに発注した。Y1とX2はこの頃から、新庁舎の屋根に用いる瓦の施工に関連して関係を持つようになった。
- ・ H29.2.16 Y1の代表者がX2の従業員に、瓦(「本件模様瓦」)のパフレット(「本件パフレット」)及び写真(「本件写真」)を交付した。
- ・ H29.2.19 X2の代表者が、石垣市新庁舎基本設計説明会(「本件説明会」)で、新庁舎の設計コンセプトを説明し、Y1らが発明した「しっくい代わりに上薬を使った赤瓦」を使用することを報告した。
- ・ H29.6.19 Yらは、本件意匠に係る出願の元となる特許出願を行った。同出願では、本件説明会での公開について、「発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」(「本件証明書」)を提出していた。
- ・ R2.6.30 Yらは本件意匠につき設定登録を受けた。

3. 本件審決

Xらは、審判手続において、①本件意匠は意匠登録出願前に公然知られた瓦の意匠である「万葉」に釉薬を塗布して焼成し、疑似漆喰模様を施した本件模様瓦の意匠に類似しているところ、本件模様瓦の意匠は本件パフレット及び本件写真の交付により公然実施されたものであるから、新規性喪失により意匠登録を受けることができない、②本件意匠の出願・登録は、本件意匠の共同創作者であるX2の代表者やX2に無断でなされており、共同出願に違反している、との無効理由を主張しました。

本件審決は、①につき、本件模様瓦の意匠は、本件パフレット及び本件写真を平成29年2月16日にX2に交付したことにより、本件意匠出願前に公然知られた意匠となったが、本件模様瓦の意匠は、その背面、右側面及び底面の形状が不明であり、瓦を観察する需要者は、左側面形状、右側面形状及び底面形状に注意を払うというべきであるから、それら形状が不明な本件模様瓦と本件意匠との相違が両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きく、背面の形態についても不明であることの類否判断に及ぼす影響も小さくはないから、これら相違点が類否判断に及ぼす影響が大きいことを考慮すると、本件意匠は本件模様瓦の意匠に類似しないと認定しました。また、②については、X2の代表者が本件意匠の創作をしたということとはできないので、共同出願に違反してなされたものとはいえないと認定しました。

4. 裁判所の判断

Xらは、本件訴訟において、上記①及び②の無効理由の判断の誤りを取消事由として主張しました。知財高裁は、②に関する取消事由は理由がないとしつつ、①に関する取消事由を認め、本件審決を取り消しました。本稿では①を取り上げます。

¹ 本件意匠は、平成29年6月16日に特許出願され、令和2年2月14日に、同特許出願の一部を新たな特許出願とした上、同特許出願を意匠登録出願に変更して、同年6月30日に設定登録を受けています。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(1) 本件意匠と本件模様瓦の意匠との類否判断

知財高裁は、登録意匠とそれ以外の意匠の類否判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行われるところ、本件意匠に係る物品である瓦は、瓦を施工する建築業者等のみならず、瓦を注文して所有者等となる屋根工事の施主も重要な需要者であり、建築業者等であっても、最終的には施工後に施主から見た美観の観点を重視するというべきであるから、施工する建築業者のみならず、施工後に施主が重視する美観の観点からも行うべきとしました。

その上で、本件意匠と本件模様瓦は、基本的構成態様が同じであり、具体的構成態様における相違点や本件模様瓦の裏面の不明な部分は、施工後は完全に隠れてしまう部分であることから美観に影響を与えるものとは認めがたく、最も異なる本件意匠の瓦表面の隆起も、瓦全体からみるとこの差異はごくわずかであり、特に施工後は隆起の程度も屋根全体からみて相対的に小さいことから、需要者は隆起の程度にまでは注意はいかないとして、本件意匠と本件模様瓦の意匠は類似すると判断しました。

(2) 本件模様瓦の意匠は公然と知られたか

知財高裁は、本件審決と同様に、本件写真及び本件パンフレットには、本件模様瓦の意匠が開発中であることや、関係者に対する内部的なものであるなどの記載はなかったこと、「秘」、「部外秘」、「非公開資料」などの記載もなかったこと、送信したメール本文にもそのような記載はなく、X2及びX2の従業員とYらとの間で本件模様瓦の意匠に関して秘密保持契約を締結したこともなかったといった事情の下では、本件写真及び本件パンフレットの交付により、本件模様瓦の意匠は、遅くとも交付日にはX2の従業員らに知られ、本件意匠の意匠登録出願前に公然と知られたものと認定しました。

Yらは、X2は、Yらから本件模様瓦の意匠について、守秘扱いを求められる関係にあったことなどから、本件意匠は公然知られたものではない旨主張しましたが、知財高裁は、上記の事実関係の下では、Yらには本件意匠を秘密とする意思はなかったとし、また、X2に秘密保持義務を認めることもできないとしました。

(3) 新規性喪失の例外の適用の可否（※下線は筆者）

Yらは、本件パンフレット及び本件写真の交付は、本件説明

会での意匠公開者(X2代表者)に対する(事前の)情報提供行為であり、本件説明会での公開行為と実質的に同一の範疇にある密接に関連するものであるから、意匠法4条2項の適用を受ける旨を主張しました。

知財高裁は、同項が、新規性喪失の例外を認める手続として特に定められたものであることから、権利者の行為に起因した公開行為が複数存在するような場合には、本来、それぞれにつき同項の適用を受ける手続を行う必要があるが、手続を行った意匠の公開行為と実質的に同一とみることができるような密接に関連する公開行為によって公開された場合については、別個の手続を要することなく同項の適用を受けることができるとしました。

本件証明書は、本件説明会における市長プレゼンテーションに係るものであって、X2への本件パンフレット及び本件写真の送付とは異なる行為であり、しかも本件パンフレット及び本件写真の送付は本件説明会の前に行われたものであるから、本件説明会と実質的に同一の行為とみることができるような密接に関連するものであるということとはできず、また、本件パンフレット（筆者注：商品特徴を謳った文言に加えて、製造工場名や担当者の連絡先も記載されていました。）は単なる意匠公開者への情報提供行為とは異なるものであるとして、意匠法4条2項の適用を受けることはできないと判断しました。

5. 若干の検討

(1) 類否判断について

登録意匠とそれ以外の意匠の類否判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行われます。本件審決と本件判決は、類否判断における需要者をいずれも建築業者と施主としていますが、結論は分かれました。

本件審決では、本件模様瓦の意匠は、本件写真及び本件パンフレットから、その背面、右側面及び底面の形状が不明である点などを重視しており、実際に施工を行う建築業者等の美観を重視していることがうかがえます。これに対して、知財高裁は、瓦の意匠の類否判断は、施工する建築業者のみならず、施工後に施主が重視する美観の観点からも行うべきとした上で、瓦の施工後は完全に隠れてしまう部分や認識しがたい小さな差異等は、

² 意匠審査基準Ⅲ部第2章第1節2.2.2.6(1)(e)。また、類否判断における観察方法として、「通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、審査官は主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。」としています（同基準Ⅲ部第2章第1節2.2.2.5(2)）。

[次ページへ続く](#) ➤

需要者に異なる印象をもたらすものとは認められないなどと判断しました。新規性審査時の類否判断においては、物品の流通時にのみ視覚観察される形状等が注意をひく程度は、原則として他の部位よりも小さいとされており²、また、瓦は組み合わされて（一部は外部から完全に隠れて）建物の屋根としての外観を構成する物品であるため、知財高裁は、施主が重視する、瓦の施工後の屋根全体の美観をより重視したとみることもできます。

(2) 新規性喪失の例外(意匠法4条2項)の適用要件

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において、意匠法4条2項の規定の適用を受けるためには、特許庁の運用では、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されている必要があります。ただし、先の公開に基づいて事後の公開が行われたという関係性がある場合には、先の公開の事実について証明がなされれば、後の公開の事実の証明は不要となります(意匠審査基準第Ⅲ部第3章5.1)³。

この点、新規性喪失の事実は、新規性を喪失した「意匠ごと」に証明すれば足りるのか、それとも「公開行為ごと」に証明しなければならないのかについて争いがありますが、平成29年3月31日改訂の意匠審査基準は、上記のとおり、後者の立場を取ることを明確化しました⁴。

本件で、知財高裁は、後者の立場に立ち、権利者の行為に起因した公開行為が複数存在するような場合には、本来、それぞれにつき同項の適用を受ける手続を行う必要があるが、手続を行った意匠の公開行為と実質的に同一とみることができるような密接に関連する公開行為によって公開された場合には別個の手続は不要と判示しています。判例では、2回目の公表行為が権利者自身の行為ではなかった場合⁵や、最初の団体への販売行為とは別の団体への販売行為であって、両団体の販売地域や扱っている商品が異なっている場合⁶には、最初の行為の証明書によってその後の行為に同項の適用を受けることはでき

ないとしています。後者の判決は特許侵害事件における特許法30条2項の適用の可否についての判断ですが、今回の知財高裁は、その判断を意匠の新規性喪失の例外の適用においても踏襲したものとみることができます。

3 意匠審査基準によると、①同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、2回目以降の納品によって公開された意匠、②意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって2回目以降の公開がなされた意匠については、先の公開について意匠法4条2項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく2回目以降の公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとするとしています。

4 安立卓司「第4条」寒河江孝允ほか編著『意匠法コメンタール〔新版〕』（勁草書房、2022年）287～290頁は、この特許庁の運用を批判し、新規性を喪失した「意匠ごと」に証明すれば足りるとすべきと主張しています。

5 東京高判平元・6・27判例工業所有権法6117の8頁。

6 大阪地判平29・4・20裁判所ウェブサイト(特許侵害訴訟)は、本件で知財高裁が示した規範と同じ規範を示していました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

ウェブサイトに掲載された比較的短い文章の著作物性を認めた事例

水野 真孝
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年3月16日判決(令和4年(ネ)第10103号)裁判所ウェブサイト〔将棋マナー説明文章事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、原告・控訴人(X)が将棋に関するウェブサイト(原告ウェブサイト)を管理運営していたところ、被告・被控訴人(Y)が放送したテレビ番組(本件番組)で、原告ウェブサイトに掲載された将棋のマナー・ルールに関する5つの文章(原告文章1～5)と類似したナレーション及び字幕(本件ナレーション等1～5)が放映されたため、XがYに対し、著作者人格権(氏名表示権)侵害に基づく損害賠償請求及び著作権(公衆送信権)侵害に基づく損害賠償請求を行ったものです。

原告文章1～5及び本件ナレーション等1～5は、それぞれ以下のとおりです(紙幅の関係で原告文章の一部を省略しています。省略部分は「…」で表しています。)

	原告文章	本件ナレーション等
1	(1-3. 座る場所) 将棋道場などでは、あまり気にする必要はありません。空いている場所を探してスムーズに着席し、対局の準備をしましょう。 和室で指導対局を受けるような場合は、上座(かみぎ)・下座(しもぎ)があります。そして、上位者が上座に座ることとなります。…分かなければ「下座はどちらになりますか?」のように聞くといいでしょう。	道場では、空いている場所を探してスムーズに着席し、対局の準備をしましょう。上位者が上座に座りますが、分からないときはお互いに確認しましょう。
2	(1-4. 駒は上位者が準備・片付けをする)駒の準備(盤の上に広げる)や片付け(駒箱にしまう)は上位者がやることになっています。 「雑用は喜んで!」とばかりに下位者が手を出さないようにしましょう。	駒の準備や片付けは上位者が行います。「雑用は喜んで」とばかりに下位者が手を出さないようにしましょう。
3	(1-5. 王(王将)は上位者、玉(玉将)は下位者が使う) 駒を並べる時、最初に上位者が王(王将)を取って並べます。その後、下位者が玉(玉将)を取って並べます。…	駒の並べ方は、最初に上位者が王将を取って並べ、その後、下位の者が玉将を取って並べます。

4	(2-2. 持ち駒はきれいに並べて置く) 持ち駒は、同じ種類ごとにまとめて、表向きで、きれいに並べて置くようにしましょう。駒をぐちゃぐちゃに置いたり、裏返したり、重ねたりしてはいけません。	対局が始まりました。最初に注意したいのが持ち駒。持ち駒は表向きにきれいに並べましょう。駒をぐちゃぐちゃに置いたり、裏返したり、重ねたりしてはいけません。
5	(2-3. 待ったをしない) 着手した後に「あっ、間違えた!」「ちょっと待ってよ…」などと思っても、勝手に駒を戻してはいけません。ルール上は駒から指を離れたら、着手完了です。そして、待ったは反則なので、大会などでは戻してしまった瞬間に負けとなります。	着手した後に「あっ、間違えた」「ちょっと待って」と思っても、勝手に駒を戻してはいけません。ルール上は駒から指を離れたら着手完了、待ったは反則なので、大会では戻してしまった瞬間負けとなります。

なお、Xは、原審では人格権の侵害(平穏な日常の阻害や名誉棄損に係るもの)に基づく請求を行い、その請求が棄却されましたが、控訴審では、Xは人格権侵害に基づく請求を著作者人格権(氏名表示権)侵害に基づく請求(請求の趣旨は原審におけるものと同じ。)に交換的に変更するとともに、著作権(公衆送信権)侵害に基づく請求を追加しました。

本記事では、権利侵害に係る裁判所の判示について紹介いたします。

2 裁判所の判断

裁判所は、原告文章1～5のうち、1、3及び4の全部分並びに2及び5の一部分については、「その記載内容は、いずれも将棋のルール又はマナーであって、当該内容自体から創作性を認めることはできず、その表現についても、ありふれたものといえ、控訴人の何らかの個性が表現として現れているものとは直ちに認め難い。」として著作物性を認めませんでした。原告文章2のうち、「雑用は喜んで!」とばかりに下位者が手を出さな

次ページへ続く ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

いようにしましょう。」という部分、及び原告文章5のうち、「着手した後に「あっ、間違えた!」「ちょっと待てよ…」などと思っても、勝手に駒を戻してはいけません。」という部分について著作物性を認め、各部分がそれぞれ本件ナレーション等2及び5の対応する部分と類似するため、本件ナレーション等の放送がXの著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害するとして、Yに対し5万5500円の支払を命じました。

以下では、原告文章2及び5に係る裁判所の判示を紹介いたします。

●原告文章2について

▶「「雑用は喜んで!」とばかりに下位者が手を出さないようにしましょう。」という部分については、X自身の経験に基づき、初心者等が陥りがちな誤りを指摘するため、広く一般に目下の者が「雑用」を率先して行うに当たっての心構えを示したものといい得る表現を選択し、これを簡潔な形で用いた上で、しかし、逆に、将棋の駒の準備や片付けに関してはこれが当てはまらないことを述べることで、将棋の初心者にも分かりやすく、かつ、印象に残りやすい形で伝えるものといえる。

▶この点、本件番組の制作時に参考にした書籍やウェブサイトであるYが当審において提出した証拠のうち駒の準備や片付けについて記載されたものにも、類似の表現は見受けられない。

▶したがって、上記部分は、特徴的な言い回しとして、Xの個性が表現として現れた創作性のあるものといえることができ、著作物性を有するといえるべきである。

●原告文章5について

▶「着手した後に「あっ、間違えた!」「ちょっと待てよ…」などと思っても、勝手に駒を戻してはいけません。」という部分については、将棋を指す者が抱き得る感情を分かりやすく簡潔に表現することで、将棋の初心者にも印象に残りやすい形で伝えるものといえる。

▶この点、当審提出証拠のうち「待った」について記載されたものの中に、類似の表現はほとんど見受けられず、唯一、

「仮に駒から手を離れた瞬間に「あ、間違っている」と気づいたとしても」という類似の表現が用いられているものはあるが、原告文章5は、X自身の経験に基づき、感嘆符等の記号を用いるほか、「あっ、間違えた!」という語と「ちょっと待てよ…」という語を続けてたたみかけることで、将棋を指す者が抱き得る感情とルール又はマナーとしての将棋の「待った」をより生き生きと分かりやすく、かつ、印象深く表現するものといえる。

▶したがって、上記部分は、Xの個性が表現として現れた創作性のあるものといえることができ、著作物性を有するといえるべきである。

3 まとめ

以上のとおり、裁判所は、原告ウェブサイトに掲載された比較的短い文章のうち一部について著作物性を認めました。

本件は、事例判決ですが、比較的短い文章については、著作物性が認められにくいとされるところ、比較的短い文章がどのような場合に著作物性を有するかについて、実務上参考になると思われますので、ご紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

不正競争

営業秘密として主張された情報が、抽象的にすぎ、
営業秘密該当性を判断できないとされた事例渡辺 洋
PROFILEはこちら

裁判例はこちら

大阪地裁(26部)令和5年7月3日判決(令和2年(ワ)第12387号)裁判所ウェブサイト[UCN実験装置使用差止等請求事件]

1. 事案の概要

本件はUCN(中性子の一種)の研究者であるXらが、国立大学法人法に基づき設立された法人である大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(Y)に対し、不正競争防止法の営業秘密不正使用行為(不正競争防止法2条1項7号)等を理由に、Xらを中心とする研究室において設置・改良を加えたUCN実験装置(本件物件)に関し、Yによるその使用等の差止を求めた事案です。本件物件は、Xらが申請した独立行政法人日本学術振興会からの科学研究費補助金(科研費)等をもとに製作されたものでしたが、科研費に関する取扱規程では、科研費で購入された設備は所属機関に寄付することが義務付けられていたため、Yに寄付されていました。Xらはこの取扱いに反対していたようで、別件訴訟(水戸地方裁判所土浦支部平成28年(ワ)第253号)では、本件物件の一部について、YがXらに対し所有権に基づく返還を請求し、この請求が認容され(確定)、強制執行まで行われたようです。本件訴訟は、こうしたXらとYの間の本件物件の利用権に関する紛争の一つとして、提起されたものと解されます。

本件では、Xらは、不正競争防止法以外の差止原因や、損害賠償請求も主張していましたが、それらを含めXらの請求はいずれも棄却されています。本稿では、営業秘密該当性に関する判示のみを取り上げます。

2. 本判決の判断

本判決は、以下のように述べ、Xらの主張する営業秘密(本件物件に化体しているとされる情報(本件情報))は、そもそも営業秘密該当性を判断できる程度に特定されておらず、主張自体失当としてXの請求を排斥しました。

➤ Xらは、本件情報を、「本件物件の外部形状、内部構造及びそ

の機能を発揮させるため組み上げられた各部の装置や機器(構成部品)を含む仕組み自体であり、形状及び構造にあつては、本件物件全体及び各構成部品の形状、寸法、加工及び組立てに関する情報」と特定する。

➤ しかし、かかる記述は情報の属性を極めて抽象的に述べたものにすぎず、具体的な技術思想や技術的意義を含む情報の具体的内容を読み解くことは全く不可能であり、ひいては公知の情報との対比(有用性、非公知性)や、管理態様(秘密管理性)を窺念することができず、営業秘密の要件を備えるかどうかを判断することができない。

➤ したがって、Xらの主張によってはそもそも本件情報が営業秘密に当たるとすることはできず、その主張は失当に帰する。Xらは先例からこのような特定で十分であるとするが、上記のとおり、営業秘密に該当するかどうかの判断ができない以上、Xらの主張は採用することができない。

3. 本判決の意義

不正競争防止法の営業秘密に関する訴訟では、有用性、非公知性、及び秘密管理性の3要件が争点になることが多いですが、前提として3要件が判断できる程度に営業秘密とされる情報の内容が特定されている必要があります。また、特定の程度は、非公知性や秘密管理性の判断にも影響し、抽象的であればあるほど、非公知性や秘密管理性を充たすことが難しくなると解されます(本判決においても、仮に本件情報が特定の点において不十分である点を措くとしても、本件情報は少なくとも秘密管理性及び非公知性を欠いて営業秘密には該当しないと判断されています。)

本件では、営業秘密として主張された内容が明らかに抽象的にすぎたといえますが、関係する資料が膨大な場合に、何を

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

もって営業秘密と主張するかは、原告の立証方針だけでなく、被告の防御活動とも関わり、悩ましい点です。個別の事情に応じて判断せざるを得ませんが、最低限具体的な技術思想や技術的意義を読み解くことができる程度に特定しなければならぬ点に注意が必要です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

『テーマ別 ヘルスケア事業の法律実務』

本書では、ヘルスケア企業の事業活動に関わる法律問題を、広く「横断的に」とりあげ、弊所のライフサイエンス・プラクティスグループに所属するメンバーが個々の経験も踏まえて、実務的なポイントを解説しています。本書が、多くの方にご活用いただければ幸いです。

- | | | | |
|-----|-------------|-----|--------------------|
| 第1章 | ヘルスケアとM&A | 第4章 | ヘルスケアと製造物責任・製品リコール |
| 第2章 | ヘルスケアと特許権 | 第5章 | ヘルスケアと独占禁止法 |
| 第3章 | ヘルスケアとライセンス | 第6章 | ヘルスケアと法令の遵守 |



著者 古庄俊哉 小山隆史 廣瀬崇史 黒田佑輝 他

出版社 株式会社中央経済社

発行年月 2023年7月

書籍に関する詳細は、中央経済社のHPよりご確認ください。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



セミナーのご案内

大阪エリア

明日からでも取り組める！中小企業の情報管理のポイント

- 日時** 2023年9月15日(金)16:00-18:30
- 会場** クリエイション・コア東大阪 (住所:東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪南館2F)
- 講師** 松本 健男
- 定員** 20名
- 主催者** 公益財団法人大阪産業局 MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)
- 内容** 営業秘密管理の重要性は従前から説かれているところですが、昨今、政府が経済安全保障に注力するようになったこともあり、一層注目されています。
本セミナーでは、事例を交えて技術情報や顧客情報の漏洩リスクについて説明し、予防策をご説明します。中小企業でも比較的取り組みやすい事項に焦点を当ててご紹介する予定です。

セミナーの詳細及び申し込み方法は、こちらをご覧ください

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。